

香川県条例第39号

大学生等かがわ定着促進基金条例

(設置)

第1条 大学生等の奨学金の返還を支援することにより、本県の産業を担う人材を確保するとともに、これらの者が県内に定着することを促進するため、大学生等かがわ定着促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、奨学金特別会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、奨学金特別会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別会計の設置に関する条例の一部改正)

2 特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(奨学金特別会計) 第17条 香川県高等学校等奨学金貸付条例（平成14年香川県条例第4号）の規定による高等学校等奨学金の貸付事業及び香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号）の規定による大学生等奨学金の貸付事業並びに大学生等の奨学金の返還を支援する事業の経理を明確にするため、	(奨学金特別会計) 第17条 香川県高等学校等奨学金貸付条例（平成14年香川県条例第4号）の規定による高等学校等奨学金の貸付事業及び香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号）の規定による大学生等奨学金の貸付事業の経理を明確にするため、奨学金特別会計を設置する。

奨学金特別会計を設置する。